

**石川県介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業
業務委託仕様書（案）**

1 委託業務の名称

石川県介護・福祉の仕事の戦略的情報発信事業業務委託

2 目的

介護・福祉職の人手不足が深刻化する中、介護・福祉の仕事へのネガティブなイメージを払拭するため、デジタルマーケティングの視点からSNS等を活用し、単にコンテンツを作成するだけでなく、「届ける」、「分析する」といった観点からも、介護・福祉職の魅力発信に取り組むことで、新規入職者の確保を図る。

なお、本事業では、受託者が独自で保有するデータ等を活用して市場分析を十分に行った上で、効果的な広報PR等を行い、更にその効果を分析し、今後の改善に繋げることを主目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託金額

15,000千円以内

5 委託業務概要

委託する業務の概要は、次のとおりとする。

※業務全般を通じて、受託者が独自で保有するデータや追加の市場調査等から得られるデータに基づく成果物の提出を念頭に置くこと。

(1) 魅力発信プロジェクトチームの運営補助等

① 概要

魅力発信プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）は、介護職の魅力を発信するという趣旨から、各職能団体から選出された介護現場の職員等をメンバーとする会議体である。受託者はPTの開催・運営補助を行うこと。なお、PTのメンバーは石川県と協議の上決定する。

② 実施方法

ア 石川県と事前に協議の上、PTの開催・運営について、必要な業務を実施すること。

イ PTは5（2）の市場分析後に1回、5（3）の広報戦略策定時に1回の開催を原則とする。

ウ 委託者の求めに応じ、委託料の中から会議出席者の謝金及び旅費の支払いを行うこと。

以下の業務について、5（2）については介護職と保育職を対象とし、5（3）～（5）は介護職のみを対象とする。

（2）市場分析

- ・石川県の状況を踏まえながら、介護職・保育職のイメージに関して、市場分析を行うこと。
- ・市場分析に当たっては、オープンデータや受託者のリソース等を十分に活用するとともに、それでは難しいデータ等については、独自で追加の市場調査を行うなど工夫すること。
- ・独自で追加の市場調査を行う場合、ターゲット層や情報発信する企画・コンテンツの内容、情報発信の媒体選定の根拠となるデータを収集すること。併せて、KPIに関するデータやターゲット層の意識や行動に関するデータも収集すること。

（3）広報戦略の策定・プロモーションの実施

（2）の結果を基に、次に掲げる事項を盛り込んだ広報戦略を策定すること。

① 事業の全体像

- ・目的達成に向けた本事業の全体像（介護職の仕事へのネガティブなイメージを払拭し、職業として「介護」を選択してもらうまでのストーリー）を明確にすること。
- ・令和7年度は取組開始の初年度にあたることを踏まえるとともに、今後の展開が広がるような親和性や拡張性を持った提案とすること。（令和8年度以降の取組提案も併せて伺いたい。）

② 情報発信のターゲット層

- ・効果的なターゲット層（年代、性別、属性など）を設定すること。
- ・ターゲット層は県内在住者に限る。
- ・ターゲット層の詳細については、PTの意向も聞き取ったうえで、石川県と協議して決定することとする。

③ 情報発信する企画・コンテンツ

- ・石川県の状況を考慮のうえ、ターゲット層ごとに、介護・福祉の仕事へのネガティブなイメージを払拭するための効果的な企画、「介護」への興味・関心を高め、介護職への就職意向を高め行動変容を促す企画とすること。
- ・企画は、3～5のターゲット層に対して、ターゲット層ごとに1企画以上とし、効果的と思われる企画数を提案すること。なお、企画数はおおむね合計6企画以上とするが、効果的な提案であれば多寡は問わない。

- ・介護施設や介護職員等への取材を要する場合、具体的な取材先の選定については、委託期間中に石川県等と受託者とで打ち合わせる。

④ 情報発信の手法（媒体選定）・運用方針

- ・介護・福祉の仕事の戦略的情報発信に特化したページ（名称未定）を新たに開設し、制作した企画・コンテンツを更新すること。併せて、石川県が運用する「石川県介護・福祉の仕事の魅力発信ポータルサイト いしふく（<https://www.ishi-fuku.jp/>）」に掲載しているコンテンツの効果的な活用方法についても提案すること。提案の内容により、新たなポータルサイトの開設後は、「石川県介護・福祉の仕事の魅力発信ポータルサイト いしふく」の廃止を提案することも可とする。
- ・情報発信の媒体選定にあたっては、情報の受け取り手の反応（アクセス数や滞在時間、遷移数、直帰率等）がわかる方法を選択すること。
- ・インターネット広告やSNS広告などの手法を用いて、設定したターゲット層へ効果的に情報発信することとし、訴求内容（メッセージ・キャッチコピーなど）や発信媒体及びその組み合わせ等を提案すること。
- ・SNS広告を用いる場合は、アカウントの運用方法についても提案すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、情報発信費用のうち、情報発信媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・インターネット広告以外の媒体を組み合わせることも可とするが、その場合は効果検証方法等の考え方を示すこと。

⑤ 効果検証・戦略の改善方針

- ・インターネット広告などを活用する場合、情報の受け取り手の反応をリアルタイムに分析の上、より効果的と思われる広告内容や発信媒体に適宜切り替えるなど、迅速なPDCAサイクルを意識した発信を行うこと。なお、切り替えの適切な頻度等についても、発信媒体に応じて受託者から事前に提案することとし、切り替え等を行う際は、その都度石川県と協議の上で実施する。
- ・効果検証に用いるデータの種類や分析方法、分析を踏まえた戦略の改善方針を示すこと。

⑥ K P I

- ・県では、2023年に約20,000人となっている県内の介護職員について、2040年までに26,000人確保することをKGI（重要目標達成指標）に設定している。本事業においては、①介護・福祉の仕事へのネガティブなイメージを払拭すること、②新規入職者を増加させること、の2点を目標としているため、これの達成に向けた適切なKPIを設定し、県に提案すること。業務の

執行にあたっては、石川県との協議により決定したK P Iの達成に努めること。

- ・なお、介護人材確保に係るロジックモデルの評価指標として「(介護職未経験者である)一般県民の介護職への就職意向のある方の増加」を掲げているため、「(介護職未経験者である)一般県民の介護職への就職意向」をK P Iの1つに設定すること。

⑦ 業務スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロジェクトチーム			●プロジェクトチーム①開催		●プロジェクトチーム②開催						
市場調査		●市場調査案の作成 ●市場調査の実施	●調査結果の分析								
広報戦略				●広報戦略の策定	●広報戦略の決定						
コンテンツ作成						●コンテンツ作成 →PR開始					

- ・委託業務期間全体を通じた業務スケジュールを示すこと（参考例は上記の図のとおり）。ターゲット層ごとに最適なタイミングで情報発信ができるように、業務スケジュールを調整すること。
- ・業務委託の終期は令和8年3月末までとするが、令和8年度以降も見据え、効果的な広報を実施すること。

(4) 効果検証

- ・効果検証は、年度末に年次報告書としてとりまとめを行い、石川県に報告すること。
- ・(3) ⑤で定めた効果検証に用いるデータを分析し、各種企画・コンテンツの運用状況及び分析結果、効果や課題等を可視化すること。
- ・上記データのほか、K P Iの達成状況やターゲット層の意識変化や行動変容等についても検証すること。
- ・効果検証にあたっては、独自でアンケート等その他効果的な方法により市場調査を行い、具体的な効果測定を実施すること。

(5) 改善の提案

- ・(4)の結果を基に、課題解決とさらなる効果拡大に向けた広報戦略を再度考案すること。
- ・令和8年度以降の取組について、今後の展開が広がるような親和性や拡張性を持った提案とすること。

6 成果物及び提出物

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書および電子データ等の成果物を石川県に提出すること。

- (1) 本業務に係る市場分析レポート（介護職・保育職）
- (2) 効果検証分析レポート
- (3) 効果検証分析結果に基づく次年度以降の広報戦略についての提案

7 その他業務実施上の条件

- (1) 本事業の遂行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (2) 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から石川県に譲渡されるものとし、石川県および石川県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 受託者が本事業を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本事業の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- (4) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合および仕様書に関し疑義が生じた場合は、石川県と受託者が協議の上定める。